



## 天春文衛・東尾平太郎・脇栄太郎

### 『減租参考一斑』

——明治24年地価修正運動史料——

酒 井 一

**概要** 明治新政府が国家財政の基礎をかためるために実施した地租改正は、地域の実情にそぐわない形で強行されたため、改正反対一揆が起き、租率を下げざるを得なくなった。しかし、その基礎となるべき地価が不当に高く、地域による偏差が著しいことから、府県会議員の指導のもとで修正運動が展開した。1890年に帝国議会が開設されると、ここに舞台は移り、地価修正法案の提出をめぐる論議が重ねられたが、容易に進まなかった。その中で、運動の中心に立った三重の天春文衛、大阪の東尾平太郎と広島脇栄太郎の3議員が、1891年10月、『減租参考一斑』を作成し、地価修正の趣旨を説いて全国に協力を求めた。その内容を全文紹介し、解説をつけた。

**キーワード** 地租改正、地価修正、帝国議会、減租参考一斑

**原稿受理日** 2009年7月23日

**Abstract** The new Meiji government conducted land-tax reform in order to consolidate the foundation of national finances. However, this reform was forcibly conducted in a form contrary to the actual situation within the region. Thus the reform caused uprisings by those opposing the reform. This led to the government's reductions of the land tax rate. However, since the land prices which should have been the basis for the tax reform were unfairly expensive and there were significant deviations seen between regions, prefectural assembly members took the lead in developing the land price revision campaign. The main stage for discussing this matter later moved to the newly established Imperial Diet in 1890. Although there were many discussions regarding the submission of a land price revision bill, the situation did not easily develop. Three assembly members in the center of this campaign were, Bun-ei Amagasu of Mie, Heitaro Higashio of Osaka, and Eitaro Waki of Hiroshima, who created the document called "Genso Sanko Ippan" in order to explain the spirit of a land price revision plan, asking for nationwide cooperation. This paper introduces the full text of that document and provides comments.

**Key words** Land-tax reform, Land price revision, Imperial Diet, Genso Sanko Ippan

ここに紹介する史料は、明治24年10月に、当時衆議院議員であった<sup>あまがす</sup>天春文衛（三重県選出）・東尾平太郎（大阪府選出）・脇栄太郎（広島県選出）の3名が、地価修正運動を進めるために全国に訴えて理解を求めた長文の「減租」の説明書である<sup>(1)</sup>。

徳川時代に土地丈量の単位、俵装、年貢収取方法と租率など、すべて統一性を欠いていた実態を見事に説明し、その上で地租改正実施の具体的な特徴を論述する。明治6年から実施され同14年に終了した改正が、その実、山口県などに見るように公平を欠き、土地丈量の「緩漫放肆<sup>マダ</sup>」、地目地種の混乱、地価評価の基準となる米麦価格の不備など、正当なものとも見ることができず、数々の問題を抱えていたことを指摘する。明治9年三重県を中心にした東海および茨城県に大規模な改正反対一揆が展開し、維新政府が実施した地租を最大財源とする土地問題の基本政策と対決する。政治的危機を自覚した政府は、急遽地租を地価の3%から2.5%に下げて対処する。

しかし、生活権にかかわって民衆の抵抗は続く。大蔵省租税局にあって地租改正を担当した有尾敬重が大正3年に著した『<sup>本</sup>郡地租の沿革』（復刻、御茶の水書房、1977年）は、「山形県の南村山郡の内6ヶ村、北村山、最上郡が全部、三重県朝明郡の内5ヶ村、岐阜県の内1ヶ村、和歌山県牟婁郡が4ヶ村、兵庫県印南郡の内5ヶ村、川辺郡1ヶ村、鳥取県久米<sup>(藍)</sup>八橋両郡の全部、福井県坂井郡が全部、大野郡が3ヶ村」が、明治14年3月から始まった地価修正に対して、検査員の鑑定に服しないときは、3ヶ年間検見坪刈して修正するという方針に、頑として反対したことを記している。同書に解説を付した福島正夫氏は、坪刈検地に対抗した三重県の5か村と和歌山県の3か村を挙げ、とくに三重県の1村は、3か年頑張りとおして「官と争を致し」たことを評価し、「当時における村ぐるみの不屈の闘争といわねばならぬ」と評価した。ここが著者の一人、天春文衛の立つ地域であり、運動の原点であろう。

その後、地価修正問題は、長く各地に運動を巻き起こす。本書は、その間帝国議会開設という活動の場を得て、国政と対峙する修正運動の動きを、国家政策と民衆レベルでの判断を対比して適確に記述して、全国の有志に奮起を訴えたものである。明治23年11月から始まった第1議会では大阪・愛知・三重・高知など西日本の1府17県の国会議員による地価修正法案の実現を図り、24年の第2議会では、大同団結運動以来の地租軽減案（地価の2%とする）が出され、それに対処して2府22県の議員の運動に拡大、この年大阪で地価修正請願同盟の大会が開かれるなどの実績の上に、本書はまとめられ、一層の運動の進展を期するものであった。修正運動は、第13議会で地価922万4,830円を減額させ、一方地租は実質1,764万413円を増徴された。ここに至って32年度に地価の地域的不均衡を緩和され

て幕を閉じることになったが、そこに至る民衆サイドの切実な減租の思いがこの史料に結実している。

さて、この冊子を作成した3人について紹介しておく。天春文衛（弘化4年11月10日～昭和2年8月24日）は、三重県伊勢国朝明郡保々村大字中野1番屋敷の豪農。家は武蔵忍藩領に属した中野村ほか47か村の代官を務めた。岐阜県に勤務したが、地租改正の実施に当って官を辞して帰郷。戸長・朝明郡吏を務めたあと、明治13年三重県会議員となる。国政選挙へは、第1・2・13・14回総選挙に当選。明治23年7月1日の第1回衆議院総選挙では、第3区（桑名・員弁・朝明）から当選、自由倶楽部所属、第2回総選挙（明治25年2月15日）と第3回では弥生倶楽部に所属して当選。選挙では員弁の木村誓太郎と競合した。その後立憲自由党・立憲政友会に所属。明治30年4月から37年9月まで貴族院多額納税者互選議員。この間、帝国農会議員、三重県農工銀行（明治30年12月設立）の頭取、三重農会副会長を長期にわたって務めた。

大正13年6月の農務局による調査「50町歩以上ノ大地主」によると、天春文衛は田畑59.8町を三重郡・員弁郡で所有、小作人187人。ちなみに員弁郡稲部村の木村秀興（誓太郎の子）は員弁郡で145.6町所有、小作人450人、いずれも三重県下有数の地主であった<sup>(2)</sup>。同14年6月の「貴族院多額納税者議員互選資格者調」によると、天春は資産50万円、納税額1,588円97銭とある。直接国税額でみると、同年同月で天春文衛は、農業、1,593円84銭、木村誓太郎は、農業、2,693円86銭となっている<sup>(3)</sup>。

かれの長年にわたる農政への功を称えて、大正11年11月三重県彰功会は、その等身銅像を津の偕楽公園の山址に建てた。しかしアジア太平洋戦争で供出されて姿を消した<sup>(4)</sup>。

東尾栄太郎（嘉永4年9月～大正8年10月8日）は、大阪府河内国志紀郡道明寺村大字林36番屋敷の人。林村屈指の農家で、早く副戸長・戸長を務め、自由民権期には立憲政党（自由党の別働隊）に参加。最初の大阪府会には南河内郡選出の議員となり、泉南郡選出の佐佐木政義（岸和田藩士の家筋）とともに地価修正運動に取り組んだ。府会郡部会長・大阪府立農学校長・大阪府農会会頭・高野鉄道社長などを歴任。衆議院議員としては、通算7回、第1・2・3・4・7・8・9回総選挙に当選し、在職11年10か月に及んだ。第1回選挙では大阪第7区（河内の石川・八上・古市・安宿部・錦部・丹南・志紀・丹北・大泉・渋川の10郡）で圧倒的な強さで当選。自由倶楽部所属。その後は弥生倶楽部・同志倶楽部・立憲革新党・進歩党・憲政本党に所属した<sup>(5)</sup>。明治29年の綿花輸入関税撤廃に際しては、全国の綿作農家のために紡績資本と対抗して奮闘し、とくに河内の民衆にとって忘れられない人物である。

大阪府下の河内・和泉・摂津の地価修正運動についてもっとも精力的に精密な研究を相次いで発表してきたのは、北崎豊二氏である。早くから服部敬・山口之夫氏らの史料紹介を踏まえて自らも関係者の家と地域から原史料を発掘して、地域的な特色を全国的な視野の中で分析した。いま当面、最新の業績のみ紹介しておきたい。「地価修正運動と地主—帝国議会開設前の大阪の運動を中心に」（地方史研究協議会第56回大会成果論集『敦賀・日本海から琵琶湖へ—「風の通り道」の地方史—』（雄山閣、2006年）

脇栄太郎（弘化4年10月～明治41年12月7日）は、広島県賀茂郡寺西村大字西条東37番屋敷に住む。庄屋・戸長を務め、賀茂郡書記・広島県議員・同議長を歴任。山陽鉄道・中国紡績（広島市蟹屋村）の各重役、私立関西中学校財団理事となる。衆議院第1回総選挙で広島県第5区（賀茂郡）から無所属で当選、その後第3・5・9回にも当選、計4回無所属の議員として活躍、一時立憲政友会にも属した。地主的性格はほとんどない。地租改正時に戸長職にあった。広島県は地租改正によって旧地租額より新地租額が14.2%増加、租率も2.5%増えていた。とくに安芸8郡は改出率が高く、賀茂郡・御調郡は地租増加の特別の地域であった。したがって、広島県会では脇は地価修正運動を推進し、国会開設後は国政レベルでの運動に西日本の代表格として参加していた。賀茂郡広村の藤田菊太郎らによる「広島県地価修正請願同盟」にも加わっていたと思われる<sup>(6)</sup>。

国会における地価修正運動の中心に立った天春・東尾・脇の3人に共通するのは、それぞれの出身地で府県議員として早くから修正運動に取り組み、国政の場に登場するに当っては自由倶楽部・弥生倶楽部の流れがあったと思われる。かれらを支える府県に地租改正によって生じた増租問題があって、広い修正運動が存在したことも注目される。

三重県に関しては、まだ大阪ほど個別の綿密な調査がなされていないが、『四日市市史』第11巻史料編近代I（1992年）が明治14年の朝明郡の事例を、『三重県史』資料編近代1・政治行政I（1987年）が明治24年の運動を、『明和町史』史料編第2巻（2006年）が明治25年の南勢の事例を紹介し、天春の背景を知る手がかりが提供されている。

さて、この3名の出会いはどのような形で実現したのか。もちろん国会議員として同系の党派に属するからであるが、具体的にはどうか。

東尾の背景は、早く大阪府下についての北崎氏の多くの研究にあるが<sup>(7)</sup>、広島県の脇の立つ安芸地方はどうだったか。先に少し触れたが、『伊勢新聞』が掲載する天春文衛の談話はその間の事情をよく物語っている。明治24年6月20日付で始まった「地価取調に付天春代議士の談話」を見ると、山陽道・九州の遊説によって「山口県の農家が地価の安くして地租を納むる軽少、為に恩沢を蒙り居る事は掩ふべからざる事実」とし、反当りの収穫調

査の誤りがあり、「山口県に限り此取調表のなきは先づ第一の不審なり」とする。また同月24日付の続編によると、前年帝国議会で種々激論の上特別地価修正案が賛成107、反対125で否決された時、山口ではその報に接して、氏神の祭典を行い、紙芝居・花角力・餅投げなどをして大喜び。遊説旅行中の天春の目には、山口県が恵まれているのに対して「山陽道中にも広島県の如き、決して山口県と日と同じくして論定すべきに非ず、聞く同県下農民の一部は百方生活の策を講ぜしも、到底県地の能く130万人の人民に生活の策を与ふる道なく」、他国に移住し、ハワイに出稼ぎするものが多いと述べている。

同じく6月25日付の記事では、22日東京芝口1丁目聚星館で地価修正委員会が開かれ、「地価修正の大体方針に、偏軽の地方は其俟据置き、偏重の地方だけ軽減するに止むる事」を決議したとする。この時三重県会議員の木村誓太郎が常務委員の1人に選出された。同日号は続いて、「天春、脇、東尾3代議士の上京」を報じ、天春が一昨日23日に四日市港から海路熱田に航しそれより汽車で上京。これはかねて大阪大会で選挙された地価修正に関する衆議院議員中の委員3名が東京で相会し、25年度分修正の意見を定め、その材料等を調査するためという<sup>8)</sup>。このような経緯で3名が共同作業に入り、翌年の予算案作成に向って地価修正のために特段の呼びかけが登場することになった。その時の議論の根拠が「積年苦慮審案」の結果として『減租参考一斑』に凝縮して、読む者をして感動せしめる。

なお、この間の事情は黒田展之『天皇制国家形成の史的構造』（法律文化社、1993年）が政治史研究として優れた内容を持ち、天春の考えが、高知県選出の林有造（第1回総選挙では自由倶楽部、のち立憲自由党、立憲政友会に所属）による「地価地租修正法案」作成に協力したことが指摘されている。この著書は、三重県における「三重同盟倶楽部」、三重県が中心となって発起し（おそらく天春文衛か）、1府8県からなる「地価修正請願同盟」の結成にも触れている。あわせて、長岡新吉「明治20年代の地租軽減論について」（弘前大学『人文社会』17号、1963年）も参照の必要がある。三重県関係では、「天春文衛一代之略歴書」を一部引用し、地租改正反対運動の「主謀者」であった木村誓太郎の修正運動参加に触れ、ここに紹介する「減租参考一斑」の発刊も年表に掲げている。

ここに述べた地方名望家こそ、最初の総選挙で、人口の1%に当る50万人弱によって国政に登場した人物である。明治23年8月30日出版の栗阪又七編『帝国名譽録』には、20万人に近い全国の名望家の名がある。政治・経済・社会の各部門で、坂野潤治氏の言う「下からの努力」で「明治デモクラシー」を展開した人たちである。地価修正運動は、その恰好の素材を提供している。

## 付 記

翻刻に当っては、適宜読点をつけ、漢字は常用漢字を宛てた。「コト」「トモ」「シテ」などの合字はカナ2字に変えた。

## 註

- (1) 酒井所蔵。これに先立つ明治23年1月1日調「地価修正表 田之部」を所蔵している。45府県・77国郡（北海道・沖縄を除く）について段別・現在地価・修正地価・増減・増減歩合・改定地価・反当収穫米・反当地価・石代・利子が表示されている。右端上部欄外に「第1期衆議院へ提出 天春文衛特別地価修正案 附属表」と朱書があり、反当地価については75国郡の数値を朱書で訂正、石代についても同様、朱で48国郡の数値が訂正されている。

この修正表によって地価増減の比率をみると、増加率では、岩手県のうち旧水沢県・旧岩手県・旧青森県がもっとも高く31.5～31.6%、山口県の28.52%が目立っている。一方減少率では、大阪府のうち、旧界県の高安郡17.32%、河内16郡と和泉4郡が17.33%、摂津1市7郡17.34%が高率を示している。三重県では、旧三重県11.91%、旧度会郡11.92%、広島県では、旧小田県と旧広島県がともに11.36%。この数値はまだ最終案ではないが、『減租参考一斑』の指摘する地租改正の地域不均衡の問題点をよく提示している。

また旧蔵者を示す「田」の字を丸で囲んだ小さな朱印が捺されている。裏面に「神姫バス相原 三村孝一」と青インキで書き込まれ、「氷土町小山・井中」ともある。察するに、原蔵者は兵庫県丹波の田艇吉ではなかろうか。かれは明治23年まで氷上郡長を務め、第1回衆議院選挙で兵庫県第3区（氷土・多紀）から立候補して法貴発に敗れた。しかし法貴の死亡による補欠選挙で明治24年当選、弥生倶楽部に所属した。明治25年2月の第2回選挙でも弥生倶楽部から立って当選している。ちなみに、弟の田健治郎は、明治9年の地租改正反対一揆の裁判では、名古屋裁判所安濃津支庁にあって判事補として関係した。のち明治23年に中央官界に入り、衆議院議員、貴族院議員、男爵にもなった。

- (2) 農業発達史調査会編『日本農業発達史7』（中央公論社、1965年）757頁。  
 (3) 渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集』Ⅱ（柏書房、1985年）307頁。織田正誠『貴族院多額納税者名鑑』（太洋堂出版部、1936年）227、230頁をも参照。  
 (4) 浅野儀史（松洞）『続三重県先賢伝』（別所書店、1933年、のち復刻東洋書院、1981年）。なおこの銅像の台石は、津市栄町1丁目960～961番地、近鉄とJRの踏切のそば、JA三重の一角にあるが、銅像はない。三重県史編さんグループの瀧川和也氏の調査によると、土台石は142センチ四方の上に石を積み重ねて地面から高さ249センチ。その上に等身大の銅像があったが、今はない。代りに長方形の高さ93センチ、幅39センチ四方の石碑がある。その正面と背面に次の一文が刻まれている。

〔正面〕  
 「大正十一年建三重県農会副会長天春文衛翁銅像於此、翁風貌魁偉処事明快夙画農業之進展為萬人所景仰矣、今茲東亜大戦方酣、乃順応国策欲充戦資之一端以撤去之、翁泉下之靈亦庶爾諒之、輒記其事以伝後」

〔裏面〕

三重県農会長 馬岡次郎撰文  
元三重県農会長 宇佐美祐次書

- なお、台石正面に「天春文衛翁舊礎石」と刻んだプレートがはめこまれている。
- (5) 『藤井寺市史』第2巻通史編3 近代』（1998年）、里上龍平氏執筆、225頁以下。
  - (6) 有元正雄『地租改正と農民闘争』（新生社、1968年）220, 409, 544～548頁。なお、『広島県史』近代現代資料編Ⅰ（1973年）の723頁および828頁以下に、明治24年から31年にいたる地価修正運動が紹介され、この間の脇栄太郎の動きが判明する。
  - (7) 北崎豊二『初期帝国議会下の地価修正運動 上—大阪府地方の地主と議員の動向を中心に—』（東大阪市史紀要第3号、1974年）など。
  - (8) 『伊勢新聞』マイクロ調査では、三重県史編さんグループ伊藤裕之氏のお世話になった。

### 参 考 文 献

- 〔1〕 日本国政調査会編『衆議院名鑑』（国政出版室、1977年）
- 〔2〕 憲政資料編纂会『歴代閣僚と国会議員名鑑』（政治大学校出版部、1978年）
- 〔3〕 宮本又次・藤田貞一郎・宇田正『佐佐木政次伝』（佐佐木勇蔵、1979年）
- 〔4〕 坂野潤治『明治デモクラシー』（岩波新書、2005年）
- 〔5〕 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』（弘文堂、1990年）
- 〔6〕 石川二三夫『近代日本の名望家と自治』（木鐸社、1987年）
- 〔7〕 高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』（柏書房、1997年）

明治二十四年十月

同 東尾平太郎 共記  
同 脇 栄太郎

明治廿四年十月七日印刷

禁 売 買

同 年同月八日出版

三重県朝明郡保々村大字中野壺番地  
著 者 天 春 文 衛  
兼 発 行 者

大阪府志紀郡道明寺村大字林三十六番屋敷

同 東 尾 平 太 郎

広島県賀茂郡寺西村大字西条東卅七番屋敷

同 脇 栄 太 郎

東京市芝区愛宕下町壺丁目壺番地

印 刷 者 小 林 真 太 郎

東京市京橋区西紺屋町廿六七番地

印 刷 所 秀 英 舍



ノ官報及法令全書ニ詳カナルヲ以テ、今茲ニ贅セズ

均シク是レ減租也ト雖モ、明治十年一月ノ地租軽減ハ十把一束ニ之ヲ低減セラレタルモノニシテ、其利益ノ及ブ所ハ各州各郡彼此偏頗アルヲ免カレザリシコトハ既ニ前ニ於テ之ヲ述べタルガ如シ、明治廿二年八月廿六日ノ減租ハ則然ラズ、蓋シ廿二年特別修正減租ノ本旨ヲ尋ヌルニ、政府ハ曩日明治十年十把一束減租ノ迂拙ナル覆轍ヲ戒メ、専ラ全国全局経済事勢ノ変遷、就中地価ノ一大變動ニ注意シ十分ナル匡正救治ヲ施コサムコトヲ望マザルニ非ザリシト雖トモ、省ミテ人民勞費ノ加重ヲ慮カリ、米価昂貴地価上騰セル地方ハ姑ク之ヲ据置キ、而シテ米価降低地価随テ低落セル府県ノ地価ノミハ石代ヲ以テ特別ニ之ヲ修正シ、以テ其負担ヲ軽減セシムルニ在リ、故ニ此特別修正ハ其本旨ハ則最モ嘉ミスベキノミナラス、其方法モ亦簡ニシテ其要ヲ得タル者ニテアリシナリ、然レトモ奈何ニセム、国費ノ方サニ困迫ニシテ十分ノ減租ヲ許サルノ事情アリシガ爲ニ、其減租金額ハ三百拾九万六千八百貳拾四円三拾七錢六厘ニ止マリテ、特別修正ノ実効ヲ遂グル能ハズシテ止メルハ、譬ヘバ病人ガ其宿痾ヲ治療セムコトヲ欲スルモ葉費ノ欠乏ニ支ヘラレテ之ヲ中止シアル者ノ如シ、幾多ノ不公平幾多ノ偏頗ハ廿二年以後ニ於テモ亦依然トシテ存在シ、今日輿論ガ囂々トシテ其疾苦ヲ訴ヘ特別修正ヲ企望スルハ、決シテ偶然ニ非ル也

今其不公平殊ニ太甚シキ一二例ヲ挙グレバ、第一山口県其他数県地押丈量延段別通計五万余町歩ニ対シテ課稅セザルカ如キ、米価ノ變動ヨ

リ起レル所ノ地租ノ逋脱、即明治十八年ヨリ同廿二年ニ至ル五ヶ年平均石代ト地租改正當時ノ石代トノ間ニ起レル差異、甲地方ニ於テハ僅カニ壹割ニ出テザルニ乙地方ニ於テハ八割九割ノ多キニ至ルモ、是等乙ノ如キ僥倖地方ヲシテ長ク其僥倖ヲ擅マニセシムルガ如キ、是皆実ニ不公平ノ甚太シキ者ニ非ズシテ何ゾヤ

之ヲ要スルニ、現在地価ノ不公平許多ナルト地租ノ偏重ニシテ宜ク軽減セザルベカラザルトハ、今復言フヲ俟タザルナリ、故ニ吾人ハ彼僥倖偏輕ナル地方ヲシテ今日更ニ修正増租ヲ受ケシメムト欲スルガ如キ極端論者ニ非ズト雖モ、唯現在偏重ナル各府県ヲシテ今日ニ於テ適実ナル特別修正地価低減ノ目的ヲ達セシメムコトヲ徹頭徹尾切望スル者ナリ

若シ夫レ今日ニ於テ施行スベキ特別修正ノ方法ニ至リテハ吾人積年苦慮審案大ニ見ル所アルヲ以テ、別ニ記述スル所アリ、故ニ今敢テ茲ニ贅セズ

以上述ル所ハ、明治四年以來廿四年ニ至ル迄前後廿一年間ニ於ル我国地租ノ改革及其法ノ發達ニ関スル小歴史也、其冊面僅々限りアリト雖トモ、吾人ハ地租改正ノ沿革、就中地租軽減ノ精神終始貫徹セザルベカラザル所以ノ条理ト事勢トニ就テ、段ヲ逐ヒ序ヲ履ミ着々其要領ヲ明ラカニセムコトヲ期セリ、之ヲ参考シテ以テ利用ニ供スルト否トハ、蓋シ其人ニ存ス

衆議院議員 天春文衛

大綱ヲ提ケテ旧税法地租ノ偏畸紊乱ヲ匡正スルニ在リシガ故ニ地積ノ整理ヲ望ムニ違アラザリシ者多シ、故ニ地租ノ最根基タルベキ土地ノ丈量方法及ヒ其量地ノ成蹟ハ各州各郡往々緩急精粗ノ差アルヲ免カレズ、随テ其図籍モ亦区々トシテ齊シカラザル者多シ、是ノ如キ異同アル者ハ、初度ノ改正後六ケ年目毎ニ重テ改訂ヲ加ヘンコトヲ期セシナリ、然レニ每六ケ年目改正ノ事ハ中途ニシテ、廢罷セラレタル故ヲ以テ、各地ノ地目及ヒ其地積ハ改租以降年曆ヲ経ルニ随テ紛紊ヲ加ヘ、或ハ土地ノ台帳ニ記載ナクシテ課税ヲ脱漏スルノ地アリ、或ハ台帳ノ重複ニ由リテ地租ヲ重複ニ課セラル、者アリ、或ハ畑ヲ誤マリテ林ト為セルモノ、或ハ原野ヲ誤マリテ畑ト為セルモノ、或ハ宅地ヲ誤リテ田ト為セル者アリ、凡ソ是等ノ類図籍ト実地ト相齟齬セル者甚ダ多ク、苟クモ速カニ簡便ノ良法ヲ設ケテ以テ之ヲ匡正スルニ非レバ、賦税ノ根柢殆ト將サニ乱レントスル者、是レ明治十六七年ノ頃ニ於ル各地郡村ノ実況ニテアリキ、是ニ於テ大藏卿ハ匡正ノ方法ヲ求メ、各府県長官ニ諮詢スルノミナラズ、尚ホ且ツ明治十七年ヲ以テ各地方ノ收税長ヲ東京大藏省主税局ニ会シテ、地租整理ノ順序方案ヲ審議セシメ、一面ハ先ツ地租条例ヲ制定シテ以テ地租改正ノ成蹟ヲ保持シ、之ニ次ギテ地租ニ関スル検査ノ方法及ビ其図籍整理ノ事ヲ訓令シ、尋テ主務官僚ヲ各府県ニ派遣シ府県長官ト協議シテ土地整理ノ事業ニ着手セシム、當時此事業ヲ通稱シテ地押ト謂ヘリ

此地押ノ事業ニ就テハ、大藏卿ハ殊ニ各地方地主社会ノ煩勞疾苦ヲ省

除センコトヲ切望シ、其事業ノ目的及ビ其処置ノ緩急順序ヲ挙ゲテ各地方長官ニ訓示（明治十八年二月廿八日付）セラレタリト云フ、而シテ一般地主ハ此舉ニ対シテ大ニ痛痒ヲ感シ、仮令其勞費ハ尠ナカラザルモ、各自永世財産ノ安全ヲ獲得スルガ為メ賦税ノ不公平ヲ免カル、ガ為ニ、一日モ欠クベカラザルノ事業ナルコトヲ認メタリシガ故ニ、各地奮テ之ニ従事シ、明治十七年ニ始マリ同二十一年ヲ以テ全国（沖縄県及北海道ヲ除ク外）悉ク其業ヲ卒フルコトヲ得タリ、其結果ニヨレハ此地押ニ由リ、發覚セラレ若クハ更正セラレタル所ノ田畑宅地ノ筆數ハ大約二千七百七万余筆ニシテ、之ヲ地押着手以前ニ比スレバ増加ヲ告ゲタル段別ハ四拾五万九千九百八拾五町余歩、其地価ハ三千六百六拾七万八千余円、此地租金九拾壹万七千七百拾七円余ナリトス、而シテ此地押事業ノ為ニ支弁セラレタル費用ノ大略ヲ聞クニ、其国库ヨリ出デタル者大約金百五万余円ニシテ、人民ヨリ出デタルモノ概略金千九拾三万余円ナリト云フ

地押ノ業已ニ其完結ヲ告ゲタル上ハ、之ニ次ギテ起ル所ノ最急要件ハ、民有田畑宅地々租ノ特別修正輕減及ビ地籍法ノ制定ニ在リ、地籍法ノ要ハ他ナシ、地積ヲ正フシ其成蹟ヲ保持スルニ在リテ、其法案ハ主務省ノ起草ニ成レリト聞クモ、余輩未ダ之ガ公布ニ接セザルヲ以テ今之ヲ説クニ由ナシ、而シテ田畑宅地ノ地価特別修正地租輕減ノ一舉ハ、主務省ノ提出議案速カニ政府ノ議決ヲ経テ、明治廿二年八月二十六日法律第二十二号ヲ以テ之ヲ布告セラレタリ、此布告全文ハ載セテ當時

十余万人ノ多キニ達シ、其中国税地租ノ不納ノ為ニ官没セラレタル田畑宅地ノミニテモ式千九百町歩余ノ多キニ達セリ、豈驚嘆セザルベケンヤ

農家困弊ノ此ノ如ク太甚シキニ至レル所以ノ原因ハ、土地ニ係ル国税地方税及区町村民費ノ過多過重ナルニ在ルコト亦多言ヲ俟タズ、而テ其直接ナル原因ハ、殊ニ二十三年第四十八号ノ布告ヲ以テ地租割民費ノ制限区域ヲ放開セラレタルガ為ニ、凡ソ五百六七拾万円ノ負担ヲ土地ニ加ヘタルニ在リシハ明カナリ、是ニ於テ政府ハ百方講究シテ土地ノ負担ヲ寛フスルノ策ヲ求ムルモ、国税ノ地租ハ之ヲ軽減スルノ順序關係太重大ニシテ、急ニ之ヲ決定シ難キヲ以テ、土地ニ課スル公費中ニ於テ其先ツ軽減シ得ベキ者ヲ求メ、首トシテ区費町村費ノ土地ニ賦課セラル、制限ヲ狭縮シテ、地租ニ附加スル民費ハ地租ノ七分ノ一以内ト為セリ、明治十八年八月第廿五号ノ布告ハ即チ是レ也

抑モ我国地租ノ過重ナルコトハ、苟クモ少シク事体ヲ弁ズル者何人ト雖モ之ニ驚カザルハナシ、政府部内具眼ノ士之ヲ軽減スルノ道ヲ求ムルヤ久シ、然レトモ之ヲ軽減セント欲セバ、須ク先ツ全国地租ノ大基礎タル田畑宅地ノ地積ヲ正フシ、而後ニ之ガ地租ノ輕重当否如何ヲ審明セザルベカラズ、苟クモ然ラズシテ地積ノ精粗各州各郡參差錯落トシテ相齊シカラズ、其地価ノ權衡モ亦各州偏畸不倫ニシテ、之ガ標準ヲ得ザル者アルニ對シ、之ヲ察セズシテ、徒ラニ漫然トシテ単ニ税率ノミヲ減ズルコト、彼前年明治十年一月四日ニ於ルガ如クナルトキハ、

減租ノ名目ハ太ダ美ナリト雖トモ、其実ハ各地方農業社会ニ被ムル所ノ利益恩沢ハ彼此厚薄ノ偏モ亦太甚ダシ、即チ当初地租改正ノ地積丈量太ダ緩漫ナリシ土地及ヒ其地価ノ頗ル過低ナリシ土地（山口県若クハ旧小倉県旧水沢県旧浜田県下等ノ如キ）ニ對シテハ、其減租ノ恩厚キニ過ギ、之ニ反シテ和歌山県三重県等ノ如キ、当初ノ丈量寛假ナク其地価過高ナリシ地方ノ田畑宅地ニ對シテハ、如是ト把一束的ノ減租ハ其利益ヲ被ムルコト極メテ薄シトス、願フニ彼明治十年ノ如キハ地租改正着手ノ半途ニ際シ、地積ノ丈量整理ヲ待ツニ違アラザルニ當リ、減租ノ事急遽ニ発セシヲ以テ、十把一束ノ減租モ亦止ムヲ得ザルニ出デタルモノナルベシト雖トモ、明治十七八年ノ時代ニ當リテハ則チ然ラズ、故ニ當時大藏省ハ前途地租輕減ノ準備ニ専ラ其心力ヲ尽シ、地租整理ノ方法順序ヲ講究シ、首トシテ田畑宅地ノ地積ヲ正フスルノ事業ニ着手スルコトニ決定セリト云フ

蓋シ地租改良ノ要ハ他ナシ、第一其地籍ヲ正フシ、第二其地租ノ賦課ヲ正フスルニ在リ、然リ而シテ第一ト第二トハ自ら是レ兩段ノ作業ニシテ、之ヲ混施スベキニ非ス、宜ク予メ之ガ施行ノ次第ヲ定メ、先ツ地籍ヲ十分ニ整理シテ、而テ後ニ之ガ地租ノ賦課ヲ公平ニスルヲ以テ正當ノ順序ナリトス、若シ然ラズシテ地籍地租一齊ニ之ガ調査ニ着手シ、功ヲ拙速ニ求ムルトキハ、官民共ニ煩勞ニ堪ヘズシテ始下收拾スベカラザルニ至ランコト必セリ」初度ノ地租改正ハ明治七八年ニ始マリ同十二年迄ニ其大半ヲ成業セリト雖モ、當時ノ主トスル所ハ務メテ

二達セザルヲ得ズ、而シテ其再改正ノ結果タル利益ハ寧ろ某州某郡ニ於ル地主社会ノ専占スル所ト為リ、其他ノ地方ニ在リテハ再改正ノ得失殆ど相償ハザル者多キニ居ルベシト思料セラレタルコト

然ルニ、明治十二三年十五年ニ至ル迄各地方農家一般其收穫物ノ高価ナルガ為ニ非常ニ利益ヲ感ゼシモ、其実ハ紙幣増発ノ影響ニ出テタル者ニシテ決シテ永続スベキノ利益ニハ非ザリシ故ニ、紙幣政略ノ變更ト共ニ物価ハ漸々下落スルト同時ニ、地価モ亦随テ下落セシヲ以テ、各地方地主社会ノ方嚮又大ニ一変シ、曩キニハ再改正ヲ厭忌セシ所ノ多数ノ農家ハ、明治十六年以後ニ及ビテハ頻リニ地租ノ再改正ヲ熱望シ、明治十八年ヲ以テ再改正ノ実行ト共ニ更ニ地租ノ低減ヲ与ヘラレシコトヲ願フノ説ハ、囂々然トシテ各地ニ相呼相応ズルノ勢ヲ現出セリ

此時ニ当リテ農業社会ノ負担過重ナリシハ何人ト雖トモ之ヲ認メザルハ莫キコトニシテ、其一斑ヲ挙グレバ、左ノ如シ

年 曆	国税ノ地租金	地方税ノ地租割税金	区町村費地ニ課スル者金額	合計土地ノ負担
明治十五年	四二、九四五、〇〇〇 円	八、九七七、〇〇〇 円	一〇、六三二、〇〇〇 円	六二、五五四、〇〇〇 円
同 十六年	四三、〇一九、〇〇〇	八、七三五、〇〇〇	九五、〇四、〇〇〇	六一、二六八、〇〇〇
同 十七年	四二、八八八、〇〇〇	八、四五六、〇〇〇	一〇、五三六、〇〇〇	六一、八八〇、〇〇〇

右ニ掲ゲル表面ノ合計土地ニ負担スル国税地方税及ヒ区町村費ノ金

額六千八百拾万円ヲ以テ、之ヲ全国民有地（北海道小笠原島沖繩県ヲ除クノ外）ノ地価金大約拾六億五千五百万円ニ対スレバ、大約百分ノ三、七強ニ当ル

顧ルニ、当初地租改正条例ノ始メテ布告セラレタル（明治六年七月二十八日）明文ニヨレバ、従前官庁入費及ヒ郡村諸入費等地所ニ課シテ之ヲ收入シタル者ハ、地租改正後ハ総テ地価ニ課スルモ、其金額ハ本地租額ノ三分ノ一二過ルコトヲ得ザルノ精神ハ瞭然顯著ニシテ疑ヲ容レズ」又明治十年一月四日地租国税ノ課率ノ六分一ヲ減ゼラレタルト同時ニ、地価ニ附加スル民費ノ課率モ亦之ヲ減ジテ、正租五分ノ一二超過スルヲ得ザル旨ヲ布告セラレタリ」是等ノ諸布告法規ニヨレバ、土地ノ負担ハ地租改正以後ニ於テハ漸次宜ク軽減ニ就クベキノ理ナリシモ、法令ノ變遷ハ転瞬ノ間ニ起ル者アリテ、此制限ハ僅カニ二三年ヲ出デズシテ廢止セラレ、即チ政府ハ其増発紙幣ノ銷却元資ヲ求メテ一ノ手段ヲ工夫シ、従来国庫支弁ニ係レル所ノ河港道路堤防費用金大約式百余万円でテ、之ヲ地方税ノ支弁ト為サシメ（明治十三年第四十八号ノ布告ヲ以テ）随テ地租割民費ノ制限ヲ拵メテ、正租ノ三分ノ一ト為シタルガ為ニ、土地ノ負担ハ遂ニ前表ノ如ク著ク重キヲ加ヘタリ、而シテ其後紙幣政略ノ一變ト共ニ物価、就中農産物価ノ非常ニ低落ヲ来セルヲ以テ、農業社会ノ困難ハ到处ニ其慘状ヲ呈シ、租税不納ノ為ニ公売ノ処分ニ罹ル者各地比々トシテ踵ヲ接シ、明治十七年度ニ於ル全国地方農民地租不納其他ノ不納ニ由リテ公売ニ罹レル人員ハ三

ズシテ寧処スルニ違アラザラントス、是レ再改正ノ舉ハ、下ハ人民ニ益ナクシテ、上ハ則政府ニ不利ナルヲ免カレザルベシ、寧ロ此際再改正ノ時期ヲ延シ、向後五ヶ年間ハ之ヲ据置キ、以テ人民ヲシテ姑ク蘇息寧処スルノ思アラシムルニ如カズ、然レトモ初期ノ改正成蹟ヲ通觀スルニ、其收穫也、地価也、其丈量也、彼此寬嚴輕重ノ不倫ヲ免カレザル者往々之アリトスレバ、其輕重ヲ失ヘルコト太甚シキ地方ニ向テハ、宜ク特別ノ処置ヲ施サレ、簡易就キ易キノ方法ヲ以テ修正ヲ加フベシ、而シテ前途五年ノ後ヲ期シテ、一般更正ヲ施サル、コトト為サバ、人民其利ヲ享ルヲ得テ、政府モ亦其間ニ於テ審案熟慮以テ時勢ヲ量リテ、恰当ノ方法ヲ講究スルコトヲ得ベキ也云々

此説ヤ、當時民間ニ在リテハ、福沢論吉翁等ヲ始トシ、經濟ニ老鍊ナル諸家ノ熱心ニ之ヲ唱ヘシ所ニシテ、在朝当局者中ニ於テハ、老鍊ノ間ヘ高キ安藤就高、市川正寧等諸氏ガ専ラ熱心ニ之ヲ唱道セシ所ニテアリシ」是ニ於テ政府ハ、再改正延期明治十八年迄ハ地価据置ノ説ヲ採用シ、明治十三年五月廿日第廿五号ヲ以テ其旨趣ヲ告布セリ（布告ハ世人ノ周ク知ル所ナルヲ以テ茲ニ省ク）、此布告ノ出ル、各府県郡村曩キノ初期改正ニ於テ地価ノ過高ヲ訴ヘタル者ハ、特別修正ノ許可ヲ得ント欲シ、県庁ニ之ヲ申請スル者陸續トシテ踵ヲ接シ、就中遠江全州和歌山全県三重全県ノ如キハ、其全部ノ地価之ヲ比隣州郡ニ比シテ過当ナル旨ヲ訴ヘ、修正ヲ蒙ムランコトヲ切望セリ、其他一郡乃至一部落ノ地価不倫過高ヲ訴ヘタル者枚挙ニ違アラズト雖トモ、此第二十

五号ノ布告ニ抛リテ願出セル地方ニシテ、特別修正ヲ得タル者ハ、二府三十四県ニ亘リ、之ガ為ニ減却セラレタル所ノ地租ハ大約三十八万円ナリト云フ（但此二府三十四県ノ内、明治十六年以前ニ於テ修正ヲ完了セル者十八県、其他ノ府県ハ十六年以後ニ修正ヲ了セル者トス蓋シ明治十三年ニ於テ全国各地主社会ノ大多数ガ地租ノ再改正ヲ厭忌シ、前ニモ述べタル福沢氏等ノ延期説ヲ以テ至当ノ名説ト為シ、第二十五号ノ布告ヲ欣然感戴シタル所以ノ者ハ、他ナシ左ノ諸原因ニ出タルナリ、即チ

#### 第一原因

明治十年一月四日ノ 聖詔及同日ノ布告ニ因リテ全国ノ地租ノ六分ノ一ヲ減ゼラレタルヲ以テ、之ガ恩沢ハ殊ニ農業社会ニ波及シタルコト

#### 第二原因

当初地租改正ノ時ニ比スレバ、米、麦、大豆等ノ諸物価、明治十一年以來大ニ騰貴シ、農業者ノ利益ハ著ク増進セシヲ以テ、此際再度ノ地租改正ヲ要セザルノミナラズ、寧ロ再改正ハ農家ニ向テ不利益多シ、若シ再改正アル時ハ、各地ノ田畑宅地ハ初期ヨリモ幾倍乃至幾割カ地価ヲ増加スルノ結果ヲ呈スベキハ必然ノ事理ニテアリシコト

#### 第三原因

地方ニ於ル初期ノ丈量ハ頗ル緩漫ナル者多カリシヲ以テ、若シ再改正ヲ受ル時ハ丈量ノ精確ニ趨クガ為ニ若干ノ増租ニ至ルベキトノ懼レアリシコト

#### 第四原因

再改正ニ於ル民費ノ金額ハ、寡クトモ全国一千万円以上

正ヲ受ケンコトヲ必期シ、管庁ニ対シテ之ガ準備ヲ予メ請求スルニ至リシヲ以テ、管庁モ亦必ズ明治十四年ニ於テ再調改正ヲ為スベキ旨ヲ明約シタルノ類アリト云フ

此ノ如キ情勢ニ就テハ、中央政府モ亦予メ慮ル所アリテニヤ、当時地租改正事務局ノ總裁參議大隈氏ハ、同局ノ高等官有尾、託摩、戸叶、久野、片山、大塚等ノ六氏ニ命ジテ委員ト為シ、第二期地租再調査ノ得失ヲ講究セシメ、且其再調方案ヲ起草セシメラレタリ、当時其起草委員諸氏ガ得失利害ヲ講究セシ所ノ大要ヲ聞クニ、左ノ如シ

地租改正法ハ明治六年頒布以來今ニ至ル迄六年ニシテ、鹿児島県ヲ除クノ外ハ全国大約其成業ヲ奏セントス、然ルニ其成蹟ヲ通觀シテ之ヲ夷考スルニ、彼此府県ノ間甲乙郡村ノ間ニ於テ其平準ヲ得ザル者比々之アリ、然ル所以ノ原因ハ一二止マラズト雖トモ、要スルニ当初從事ノ官吏人民共ニ此事業ノ運用ニ不慣熟ナリシヲ以テ、段別ノ丈量、地位ノ吟味、收穫ノ調査、利子ノ差等、米価麦価ノ建方、其平均ノ取方等、是等ノ要素ニ於ル調査ノ方法順序彼此一齊ナラズ、否一齊ナルコト能ハザリシヨリシテ、其結果此ニ至レルノミ、米価ノ一事ニ就テ之ヲ視ルニ、其平均市場ノ取り方宜カラザルヨリシテ、隣接ノ地方甲乙ノ間大ニ其平準ヲ失ヘル者アリ、即チ山口県下ノ改租ニ用ヒタル米価ハ、僅カニ石代金三円ナルニ、広島県下ハ四円八十三錢ナル、三河国ハ四円八十七錢ナルニ、遠江国ハ五円強ナル、美濃近江尾張ハ大約四円八十八錢ナルニ、三重県伊勢国ハ五円十五

錢ナルガ如キ是レ也

今ヤ地租改正法第八章ニ明記セル地価五ヶ年据置ノ期限ハ、各府県中或ハ既ニ満チ或ハ將ニ満チントスル者アルガ故ニ、此際宜ク簡明ナル方法ヲ設定シテ、以テ第二期地租調査法ト為シテ之ヲ施行セラレベシ、之ヲ要スルニ、極メテ費用ヲ節約ニシ人民ヲシテ煩勞鮮ナカラシムルコト、最モ肝要ナルハ言ヲ俟タズ云々

然ルニ、當時朝野ノ間ニ於テ、地租改正再挙ヲ非トシテ之ニ反対スルノ説ヲ為ス者モ亦鮮ナカラス、其説ニ曰ク、表面ヨリ之ヲ見レハ、初度ノ地租改正ハ明治六七年ニ始マリテ十一年ニ竣レル者ノ如シ（政府ノ令達ニヨレバ明治九年ヲ限リテ、全国ノ地租改正ヲ完了セシムルノ予期ナリシト雖トモ、明治九年熊本神風党及ビ山口県前原ノ騒乱并二十年西南ノ戦争等ニ際シテ、改正ノ事業モ亦之ガ為ニ延引シタルヲ以テ、表面ノ竣功ヲ告ケタルハ十一年十二年ニ在リト聞ク）ト雖トモ、退テ各州郡村ノ間ニ就テ之ガ内部ノ実況ヲ視察スルニ、其地租ノ帳簿ト云ヒ、凶面ト云ヒ、式ノ如クニ整完ヲ告ゲタル者ハ僅々ニ過ギズ、故ニ其地租仮納ノ計算スラモ内部ニ於テハ未ダ了ラザル者實ニ多キニ居レリ、而シテ明治六七年以來改正事業ノ為ニ費セル所ノ各地郡村ノ民費鮮少ナラザルモ、是亦未ダ精算ヲ告ゲザルノ地方多キニ居レリ、加之此頃又地方制度ノ改革アリ、郡区ノ制度ヲ布カレ、府県会ノ開設アリ、戸長ノ公選アリ、許多ノ紛忙ヲ極ムルニ当リテ、今復タ地租再改正ノ挙アラシメバ、假令其事ハ善美ナルモ、人民ハ將ニ煩勞二堪ヘ

ヲ減ジタルモノトス、蓋シ明治十二年ニ於ル全国畑宅地ノ所有者大約六百〇三万五千人ナルヲ以テ、改正ノ為ニ低減セル地租金ヨ此地主ニ平均スレバ、每一人ニ付キ壹円八拾四錢七厘強ニ当ルニ過ギザルガ如シト雖モ、試ミニ實際ニ就キテ地主社会ガ當時改正新法ノ為ニ被ムレル所ノ利益ヲ推算スレバ、更ニ著大ナル者アリ、何トナレバ前件ノ比較ニ於テ、低減セル千百拾四万八千九百拾五円ナル者ハ、明治五年六年七年ノ三ヶ年平均実収石代金每壹石ニ付四円六拾壹錢弱ヲ以テ之ヲ算出スル者ナルモ、明治十一年以後ニ及ビ米価頻リニ騰貴シテ拾円以上ニ達セシガ故ニ、従前旧法ノ地租ニ於テ拾俵ヲ納メタル者ハ五俵以内ニシテ納租ヲ弁ズルニ足レリ、然レバ明治十二年ノ頃ニ於テ全国地主ノ多数ガ、概シテ従前ノ重斂苛稅ヲ免レタルノ想ヲ作セシモ亦宜ナリ

然レトモ當時ノ地租改正ナル者ハ、素ヨリ匆匆五六年ノ間ニ調査ヲ經タルモノニシテ、殊ニ其調査ハ人民ニ於テ未ダ慣ハザルノミナラズ、府県ノ官吏モ亦未ダ慣ハザル所ノ条件多キニ居リシガ故ニ、各地ノ調査往々其軌ヲ一ニセザル者アリ、随テ土地丈量ト云ヒ、地位收穫ノ等差ト云ヒ、米麦價格ノ建方ト云ヒ、利子ノ算法ト云ヒ、各地或ハ其方針ト標準ヲ殊ニスル者アルヲ免カレズ、彼山口県ノ如キ、一種特出ノ変体最モ太甚シキ者ハ他府県ニ於テ之ナシト雖モ、県内ノ一部一局ニ於テ、地価ノ權衡其倫ヲ失ヘルガ如キハ比々トシテ之アリシ、而シテ人民ニアリテモ政府ニアリテモ、是等ノ不倫ヲ正スノ必要ナルコトヲ

当初ヨリシテ夙トニ感ジタルノミナラズ、改正初年ヨリ每六ヶ年目ニ其地価ヲ重テ改正スルノ精神ハ載テ地租改正条例第八章（明治七年五月十二日第五十三号布告）ニ明カナリ、其文ニ云ク

地租改正後売買ニ由リ地価ニ増減ヲ生スルトモ、地租改正初年ヨリ五ヶ年間ハ、当初決定セシ地価ニ拠リ收稅スベシ、但地価昂低ヲ生ゼシトキハ、其地方官ニ於テ地券ノ裏面ニ朱書記入シ置クベシ

蓋シ五ヶ年間地価ヲ初定ノ俚ニ据置キ、六ヶ年目ニ及ビテ更ニ再調査正ヲ為スベキノ旨趣ハ、當時官民一般ノ共ニ認ムル所ニシテ、各府県庁ガ第一期ノ地価ヲ定ムルニ際シ、管内人民中其收穫ナリ地価ナリノ調方ニ対シテ不服ヲ申立テ、或ハ疾苦ノ事實ヲ具シテ之ヲ懇願スル輩アル場合ニハ、之ヲ論スニ、前途六ヶ年ニ至レバ更ニ再調査ヲ為スベキヲ以テシ、收穫ノ多寡地価ノ高低等ノ小異同小不倫アルモ、須ク五ヶ年間ハ之ヲ忍フベキ旨ヲ諭示シ、人民モ亦僅カニ肯服シテ之ヲ忍ビタルノ実例ハ、各地方比々トシテ之レアリシガ、故ニ明治十四年ハ地価再調査ヲ受ケラルベキ者ト一般人民ハ篤ク之ヲ信認シテ疑ハザルハ勿論ナルノミナラズ、各府県長官以下其当局ノ官吏ヲ挙ゲテ、六ヶ年目再度ノ調査ヲ施スベキ者ト篤ク信ジテ之ヲ疑ハザリシナリ

是ニ於テ各府県下ノ郡村中ニ於テ、初定ノ地価過重ヲ感ゼシ部分、就中紀伊国（和歌山県下）遠江国、其他、当初所定ノ收穫米量及其地価ノ過度昂位ニ居リタル地方人民ハ、五ヶ年間ノ辛防堪忍ヲ歴テ、六ヶ年目ノ再調査ヲ待ツコト一日千秋ノ思ヲ為シ、明治十四年ニ於テ再調査

ヲ以テ同局ノ総裁ニ兼任セラレ、之ニ副フニ大隈参議松方大蔵大輔ノ諸氏ヲ以テシ、改正事務ニ関係スル一切ノ監督管理ヲ同局ニ委任セラレタルヲ以テ、同局ハ改正調査ノ順序約束ヲ詳明ニシ、各府県ニ就テ其施行ノ緩急先後ヲ審量シ、監督ノ事始メテ其緒ニ就キ、彼山口県ノ如キ放任緩漫ノ挙動ヲシテ復タ行ハレザラシムルニ至レリト云フ

地租改正ノ事歴中記スベキ者頗ル多シ、其事業ノ重要ナル者ヲ挙ゲレバ、第一、二各州郡村内各字ニ至ル迄ニ一般境界ノ更正整理也、第二、土地ニ関スル官有民有所属ノ區別処分也、第三、隠田切添地切開地ノ処分也、第四、従来ノ社寺境内外區別其境外ニ属スベキ土地ノ処分也、第五、各郡村内ニ地押丈量ヲ為シタルコト、第六、土地丈量ノ尺度ヲ正シ其段畝ノ数ヲ一定シタルコト、第七、各村ノ地図ヲ完備シ土地台帳ヲ整備シタルコト、第八、地位ノ等級ヲ審査査定シタルコト、第九、收穫ヲ調査シタルコト、第十、地価ヲ測定シタルコト等是レ也、是等ノ諸件ハ皆以テ、従前武家領的租稅時期ニ於ル数百年來紊乱ノ積弊ヲ掃除スル所以ニシテ、我国地租法上ニ於ル一大進歩ニ外ナラズ、其詳細ハ載テ地租改正報告書(大蔵省編輯)ニ在ルヲ以テ、今敢テ茲ニ贅セズ

地租改正ハ前段ニ述ル如ク、明治六年ニ始マリテ同十四年ニ完成ヲ告グ、其改正ニ係ル成績ノ要領ヲ挙グレバ左ノ如シ

- 改正田畑及宅地ノ段別 四百八拾四万八千五百六拾七町八畝步余
- 旧慣田畑屋敷地 段別 三百式拾六万四百四拾三町六段九畝步余
- 右对比改正ノ為ニ増加セル段別

改正田畑宅地ノ地租

百五拾八万八千百式拾三町三段九畝步余

地価ノ百分ノ三金額

四千九百四拾六万式千九百四拾五円余

之ヲ米ニ換算スレバ (每壹石四円拾八錢五厘弱)

地租米額

千八百拾壹万九千百式石八斗八升九合

改正以前ノ三ヶ年、即明治五年壬申同六年癸酉同七年甲戌ニ於ル地租米額ハ

五年

千式百拾三万五千百九拾五石式斗三升余

六年

千百式拾三万九千七百拾式石八斗五升余

七年

千七拾四万五千九百八拾式石八斗三升余

右三ヶ年平均

千百三拾七万六千三百拾石三斗余

又五年六年七年三ヶ年ニ於ル実収地租米代金ノ平均一ヶ年分ハ

五千式百三拾六万八千五拾四円強

ナルヲ以テ、之ニ对比スレバ改正ノ為ニ減ズルコト式百九拾万五千

百九円余ニ当レリ

又明治十年一月四日ノ大詔ニ由リテ、地租ノ課率ヲ百分ノ式箇半ニ減セラレタルヲ以テ、新制ノ地租ハ更ニ低減シテ

四千百式拾壹万九千三拾九円余

ト為レルガ故ニ、之ヲ前三ヶ年ノ旧地租実収金額平均ニ比スレバ実

ニ 千、百、拾、四、万、八、千、九、百、拾、五、円、余

千、百、拾、四、万、八、千、九、百、拾、五、円、余



又此上論ト同月同日ニ地租改正施行ノ要領ヲ布告セラレタリ、其要領左ノ如シ

一 今般地租改正ニ由リ、旧来田畑貢納ノ法ハ悉皆相廢シ、更ニ地券ノ調査ヲ了ラバ土地ノ価ニ隨ヒ、百分ノ三ヲ以テ地租ト定ムベシ、且從前官庁及ヒ郡村入費等地所ニ課シテ之ヲ收入スルモノ、總ベテ地価ニ賦課シ、其金額ハ本租三分ノ一ヨリ超過スベカラズ

一 地租改正ヲ施行セバ、土地ノ原価ニ隨ヒ賦課スルヲ以テ、假令豊熟ノ年ト雖モ、増租セザルハ勿論違作ノ年タリトモ減租セズ

一 地租改正ヲ了ル迄ハ固ヨリ旧法ニ仍ルヲ以テ、從前租税ノ甘苦ニ因リ苦情アルモ甚シキ偏重偏輕ノモノニ非レバ、一切受理スベカラズ、但檢見ノ地ヲ定免トシ、定免ノ地ヲ被免檢見ト為ス等ノコトハ總テ旧慣ニ仍ルベシ

明治六年ヲ以テ政府ハ地租改正ノ大業ヲ行フベキ旨ヲ決斷シ、之ヲ天下ニ公布セリト雖モ、此事業ニ對スル反對論ト故障トハ、朝野ノ間ニ蟠マレル者アリ、就中間ニ於テ有力ナル反對說鮮ナカラザリシ、其反對故障ノ重モナル論點ハ、第一人民財産ノ既得權ヲ侵シテ其安固ヲ損害スルコト、第二民費非常ニ増加スベキコト、第三地租驟カニ大減スルモ、之ガ為ニ商工稅ヲ遽カニ重課スルトキハ、經濟社会ヲシテ恐慌紊亂セシムルコト等ノ數件ニ在リ」政府ハ是等ノ反對論ヲ顧慮スル所アリシニヤ、地租改正ノ業ハ全国一齊大挙速成ヲ要セスシテ、一郡一区ヨリ漸次ニ之ヲ施行セムトスルノ議ヲ採リ、即チ人民ガ速カニ改

正ヲ望ム地方ニ向テハ、明治六年ヨリ直チニ之ヲ施スベク、之ニ反シテ人民ガ施行ヲ厭フ地方ニ對シテハ、幾年ニテモ之ヲ猶予シ、從來ノ旧慣稅法ニ因ラシムルモ妨ゲナシトノ方針ニ嚮ヒタリ、是ニ於テ山口県ハ独リ天下ニ先チテ改正ヲ望ミ、明治六年ヨリ之ヲ施行セラル、コトト為レリ」之ニ次テ宮城県ノ一小部分ナル郡村及ヒ石見国豊前国等モ亦明治七年ヨリ改正地租新制ヲ施行セラレタリ、然ルニ山口県及ヒ豊前石見等ノ地方ニ於ル改正地租新制ノ結果如何ヲ見ルニ、頗ル奇異ニシテ公平ト謂ヒ難キ者往々有之、就中山口ノ如キハ土地丈量ノ緩漫放肆ト云ヒ、地目地種ノ混淆曖昧ト云ヒ、地価調査ニ供用セル米価及ヒ麦価ノ不倫ト云ヒ、收穫ノ過少ト云ヒ、之ヲ要スルニ改正新法ノ精神ニ適合セザル者多キヲ免カレズ、然ル所以ノ者ハ他ナシ、中央政府ノ監督ガ十分ニ行届カザルヲ以テ、山口人民ト其県庁トノ間ニ於テ改正調査ノ順序ヲ正当ニ履行セラレザル者アリタルニ由ル、政府ハ是ニ由リテ大ニ省ミ覚ル所アリ、左ノ兩件ノ必要ナルコトヲ感ジタリ

一 地租改正ハ、全国一齊ニ其年ヲ限リテ之ヲ完成セザルベカラザルコト、

一 中央政府ノ監督方法ヲ確定シ、各府県ノ改正調査ヲシテ、可成の一齊ノ規矩ニ從ハシムルコト

是ニ於テ政府ハ一郡一区ヨリ漸次ニ改正スルト云ヘル最初ノ方針ヲ棄テ、全国一齊ニ明治九年ヲ以テ地租改正ノ期限ト定メ、又内務省大藏省ノ間ニ特ニ地租改正事務局ナル者ヲ設置シ、參議内務卿大久保公

リシ市街地武家地ニ施行センコトヲ決議シ、明治四年辛未十二月廿七日ノ布告及同五年壬申正月十二日ノ達ヲ以テ、東京府下市街地一般ニ地券ヲ発行シテ、其地価ニ從テ地租ヲ賦課ス、是レヲ我日本ニ於ル地価課税ノ始ト為ス

〔註〕明治四年五年ノ間ヨリ明治六七年ニ亘リテ、政府ガ施行セシ所ノ地券税法、及ヒ明治三四年ノ交ニ於テ神田孝平陸奥宗光諸氏ガ唱ヘシ所ノ地価税法ナル者ハ、孰レモ皆土地ノ売買価ニ從テ之ニ幾分ノ税ヲ課スルノ主義ナルヲ以テ、地券ニ記スル地価ハ其売買ノ度毎ニ沽価ヲ券面ニ記セシムルノ仕組ニテアリシ故ニ、當時ノ所謂地価税法ト地租改正成功後ニ於ル地価税トハ、其名ハ同ジキモ其實ハ則彼此大ニ相異ナル者トス、看官請フ之ヲ亮知セラレヨ

政府ハ既ニ地券税ノ端ヲ發シテ、先ツ之ヲ東京市内ニ施シ、尋テ之ヲ各地方ノ市街地武家地（旧城郭内又ハ其他華士族等ノ宅地）ニ施シテ、以テ其法ノ得失難易ヲ試験シタル上、之ヲ全国ニ推及セントセシモ、全国農民多数ノ望ハ、速カニ旧税法ヲ改メテ地価税法ヲ行フニ在リシカバ、大藏卿代理大藏大輔井上馨氏ハ、渋沢陸奥松方等諸氏ト共ニ謀リテ、前途地租改正ノ方案ヲ起草シテ速ニ之ヲ各地方長官ニ頒布シテ、予メ十分其得失利害ヲ考究セシメ、其翌明治六年二月ヲ以テ各地方官ヲ東京大藏省ニ招集会同シテ、右地租改正法案ヲ議セシム、時ニ議員即チ地方長官ノ諸説ハ大別シテ漸行ト急施トノ差アリト雖モ、之ヲ要スルニ旧税法ノ宿弊ハ一大改革ヲ為スニ非レバ之ヲ除ク能ハズ、故ニ

根底改正ヲ望ムト云フノ一点ニ於テハ大約滿場一致タリ、然リ而テ其改正ノ方法ニ至リテハ、或ハ斷乎トシテ旧法ヲ廢シ直チニ地価賦税ノ新法ヲ行フニ如カズト云ヒ、或ハ旧慣方法ノ地租額ヲ石代金ニ換算シ、既往若干年間ノ平均ヲ以テ之ヲ一ケ年ノ地租定額トシテ、定金納ノ制ヲ立テント云ヒ、或ハ旧政府傳來ノ正式檢見法ヲ全国一般ニ施行スルコト二三年ニシテ、以テ各地田租ノ偏畸ヲ正シ、而後ニ徐々ト新法ヲ行ハムト云フ者アリシモ、地価賦税ノ法ヲ斷行スルノ説ヲ贊成スル者最モ多数ニ居リ、天下輿論ノ掃蕩スル所モ亦疑ヲ容レザルノ事實ナリシヲ以テ、會議ノ議長井上大輔ハ該法案ノ會議決定ノ上、直チニ之ヲ上奏セラレタリ、此法案ハ其歲七月廿八日特ニ上諭ヲ以テ、之ヲ全国ニ頒布セラル所謂地租改正法即チ是レ也、此上諭ハ實ニ我天皇陛下ガ我国未曾有ノ聖仁明斷ヲ以テ、二千五百年來偏重ニ惱ミタル所ノ農民社会ヲ救済セラレ、以テ国民納租ノ義務公道ヲ表明セラレタル者ニシテ、我国租税史上ニ於テ古來未曾有ノ上諭ナリ、其文左ノ如シ

#### 上諭

朕惟フニ、租税ハ國ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ、従前其法一ナラズ、寛苛輕重率ネ其平ヲ得ズ、仍テ之ヲ改正セント欲シ、乃チ所司ノ群議ヲ採リ、地方官ノ衆論ヲ尽シ、更ニ内閣諸臣ト弁論裁定シ之ヲ公平画一ニ歸セシメ、地租改正法ヲ頒布ス、庶幾クハ、賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン、主者奉行セヨ

明治七年六月二十八日

年ハ悉皆旧慣ニ仍ルベシト、抑明治四年七月以前ニ於テハ式百七拾余ノ列藩アリテ、租税ノ法制モ亦各藩各殊ナリシガ故ニ、政府ハ之ヲ一般法則ニ改メン云々ト布告セルモノナルモ、其所謂一般法則トハ何様ナル画一整完ノ法則ナル乎ト問ハバ、他ナシ旧幕政府直轄地ニ於テ從來行ハレタル所ノ田租制法即チ是レ也、當時朝野ノ士民中田租ノ偏重ヲ憂ヒテ、之ヲ軽減シ偏重偏輕ノ弊ヲ匡正セムコトヲ望ム者多シト雖トモ、之ヲ要スルニ其改正ノ方法ハ旧幕政府ノ遺制ヲ沿襲スルニ在リテ、別ニ一新機軸ヲ出スノ良工夫アルヲ聞カザリシニ、大藏省中始メテ一新機軸ヲ出スノ議決ヲ見ルニ至レリ、一新機軸トハ何ゾ、地価ニ税ヲ課スルノ制是レ也、地価課税ノ説ハ大藏省中租税司始メテ之ヲ唱ヘ集議院判官神田孝平氏亦同時ニ之ヲ唱道シ、其自説ヲ印行シテ之ヲ世ニ公布シ、以テ世上ノ輿論ヲ誘導セリ、而シテ神奈川県令陸奥宗光君モ亦之ニ次テ、地券税法ヲ以テ從來ノ地租法ニ代ルノ論ヲ作リテ、之ヲ政府ニ建白セリ」地価税法説ノ一タビ世ニ出ルヤ、举世翕然トシテ之ヲ賛成セザル者無ク、就中各旧藩領地ノ州郡村里ニシテ、從來久シク過重ノ地租ヲ負ヒ其聚斂ニ苦ミタリシ地方ノ如キハ、一日モ速カニ此地価税法ノ行ハレテ、以テ旧來ノ重租ヲ免カル、ヲ得ムコトヲ渴望セリ

蓋シ、明治四年辛未ノ冬三府及ヒ二百四十余ノ県ヲ廢シテ、更ニ三府七十二県ヲ全国ニ置カル、ヤ、一県ノ新管轄地内ニ於テ、旧藩數十ノ領地ヲ合有スル者アリ、或ハ旧一藩ノ領地ヲ分割シテ之ヲ數県ニ分属

セラレタル者アリ、故ヲ以テ一郡内ニシテ旧藩數様ノ税法ヲ併行セザルヲ得ズ、其甚シキニ至リテハ一大村内ニシテ税法ニ様ニ分ル、モノアリ、是等ノ郡村ハ從前封建ノ日ニ在リテハ甲乙異領ノ人民各其地頭領主ノ圧制ニ怛レ、自村アルヲ知リテ他アルヲ知ラズ、終始局束セラレテ敢テ其他ノ如何ヲ顧ルニ遑アラザリシト雖モ、今ヤ然ラズ、均ク是レ 天皇陛下直轄ノ公民タリ、其村邑ノ租税也、土木也、治水也、山林也、万般ノ事皆一県ヲ通ジテ之ヲ比較シ、互ニ彼此ノ輕重ヲ討議シ、其不孝ナルモノノ不公平ナル者アルヲ發見スレバ、輒チ之ヲ条挙シテ地方管庁ニ其苦情ヲ訴ヘ、之ヲ匡正救治スルノ道ヲ求メテ止マズ、此ノ如キ情勢ニ際シテ、之ガ管轄庁タル者ハ旧政府傳來ノ正式檢見法ニ從ヒテ、之ガ地租額ノ平準ヲ求メムト欲スルモ、奈何ニセム、從來其地積ノ紊乱名実背馳セルコト前段ニモ述べタルガ如キノ田地ニ向テ、未ダ其地積ヲ正サズシテ、徒ラニ段別ノ空名ニ依リ以テ租額ヲ更定スルハ、所謂其本ヲ揣ラズシテ、其末ヲ齊フセント欲スル寸木岑樓ノ類ニシテ、決シテ平準ヲ得ベカラザルヤ必セリ、是ニ於テ地方長官ハ皆之ガ処置ニ苦ミ、其処分ノ方略ヲ大藏省ニ請求スル者陸續トシテ踵ヲ接セリト云フ

此ノ如ク旧政府傳來ノ租法已ニ一般ノ法則ト為スベカラズ、而シテ旧各藩ノ慣習税法モ亦之ヲ行フベカラザルトセバ、別ニ一新機軸タル税法ヲ設ケテ之ヲ行フハ、万々不得止也、是ニ於テカ大藏省ハ弥ヨ地券税法ノ議ヲ内閣ニ提出シテ其裁可ヲ經、乃チ先ヅ之ヲ從來無税ノ地タ

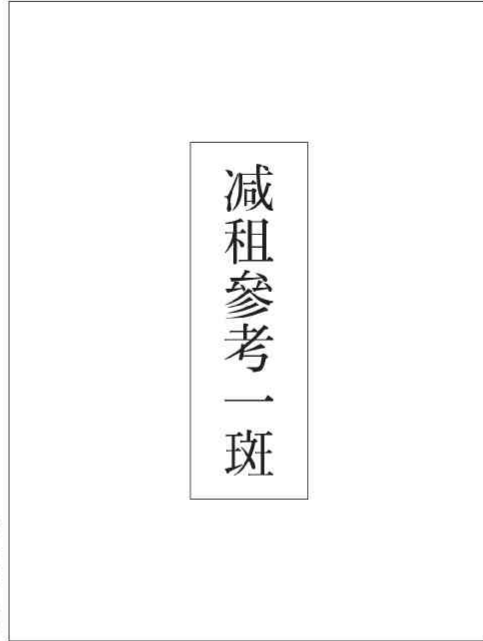
百年沿襲ノ久シキ人心ニ固結スルコト堅キ者ハ、一時ニ之ヲ革メ難シ、故ニ此際宜ク先ヅ地所売買ノ嚴禁ヲ解放シテ、一般人民ニ許スニ土地所有ノ權ト其自由トヲ以テシ、一方ニハ地券ヲ發シテ沽券稅法ヲ施シ、他ノ一方ニハ盛シニ物品稅若クハ印稅等ヲ起シテ、以テ新稅源ヲ開クベシ、而テ是等ノ諸新稅法漸ク整ヒ、各其実ノ舉ルニ隨テ、一方ニ向テハ漸次ニ從來田畑ノ地租ヲ減シテ、以テ生産ノ増殖ヲ勸ムベシ、之ヲ要スルニ全国ノ地宜ニ応ズル物産ヲ繁殖セシメ、又邦俗固有ノ工藝並ニ邦人ニ適応スベキ工業ヲ勸メ、以テ是等ノ物産ヲ海外ニ輸出シテ我國必用ノ品ト交易シ、海關保護稅ノ主義ヲ活用シテ、以テ輸入物品ノ稅率ヲ輕重シテ貿易ノ權衡ヲ平カニスルトキハ、海外ヨリ幾多ノ利益ヲ吸收スルコトモ亦得テ期スベキ也、此ノ如クニシテ内國ニ於テハ租稅法ノ平準ヲ正シ、以テ農家地租偏重ノ弊ヲ矯メ、漸次公平ニ歸セシムベシ、顧フニ此改正ノ業タル実ニ理財上ノ一大要務タルガ故ニ、今ヤ内國一般廢藩更ニ府県制ヲ布行セラル、ノ時機ニ際シ、宜ク速カニ之ガ計畫ヲ為サルベカラズ云々

前ニモ述ル如ク、稅法改正ハ當時緊急至要ノ問題ト為リシヲ以テ、政府モ亦其改正計畫ニ着手セント欲シタリト雖トモ、其何ノ処ヨリシテ手ヲ實際ニ下スベキカ、緩急先後ノ順序ヲ定ムルノ極メテ難キニ苦ミタリ」當時各州各郡ニ存在スル所ノ武家領の租稅ノ遺物ハ紛紊錯雜始ド名狀スベカラズ、試ミニ各州郡田畑ノ地積ヲ視ルニ、其稱シテ壹歩

ト謂フ者ノ内ニ於テ、或ハ方六尺五寸、或ハ方六尺三寸、或ハ方六尺二寸五分、或ハ方六尺ヲ以テ壹步（即壹坪）ト為セル者有之、其壹段歩ト唱ヘラル、者ノ中ニ於テ、或ハ九百步ヲ以テシ、或ハ三百六拾步ヲ以テシ、或ハ三百步ヲ以テシ、或ハ二百五拾步ヲ以テ壹段歩ト為セル者アリ、又其租率ニ至リテハ或ハ七公三民アリ、或ハ六公四民アリ、或ハ五公五民アリ、又其檢視ノ方法ニ於ル、坪刈糊摺ノ目安、各藩各殊、或ハ六合摺或ハ五合五勺摺或ハ五合摺ヲ以テスルモノアリ、租米ノ苞裝容量ニ於テモ、亦各藩各殊、或ハ五斗入、或ハ四斗五升入、或ハ四斗三升入、或ハ三斗五升入アリ、而シテ其本租米ノ外ニ附加シテ之ヲ徵收スル所ノ米ニ、曰ク出目米、曰ク延米、曰ク欠米、曰ク込米、曰ク合米、曰ク口米等種々ノ名ヲ以テスル者アリ、況ンヤ其檢田歩積ノ伸縮租額ノ輕重ハ名ト実ト大ニ相背馳スル者多ク、名ハ壹段ニシテ其実ハ壹町乃至七八段ノ広サナル者ナリ、又之ト反對ナル者アリ、或ハ數町ノ熟田ニシテ全ク石高ヲ脱シ壹升ノ租稅ヲダモ課セラレザル者アレバ、之ニ反シテ狹隘ナル古田ニシテ過度ノ石高ヲ負ヒ、隨テ本租及ヒ石高割ノ諸賦稅ヲ負フ者アリ、弊端百出、富豪者ハ僥倖ヲ占メテ輕租ヲ納メ、貧弱ナル農民ハ益々重租ニ苦メリ、田制稅法ノ潰乱モ亦太甚シト謂フベシ

是ヨリ先キ明治四年辛未七月廿四日ヲ以テ、政府ハ全国ニ布告シテ曰ク、今般藩ヲ廢シ、県ヲ置キシニ因リ、租稅ハ一般ノ法則ニ改ムベシト雖トモ、因襲ノ久シキ一時ニ改正セバ、却テ民情ニ戾ラン、因テ本

(表紙)



タテ22.2cm, ヨコ14.7cm, 本文64P

減租参考一斑

明治四年以還地租沿革ノ大要

明治四年辛未ノ歲廢藩置縣ノ挙アリ、其翌五年壬申ノ歲全国一般行政ノ改革更張ノ事業方サニ始マルニ際シ、理財上至難至重ノ問題多々叢起セリ、而シテ就中最モ急要ニシテ亦最モ困難ナルハ税法改正ノ事ニテアリシ、此時ニ当リ当局ノ諸公ガ将サニ施サムトスル所ノ税法改正

ノ目的ハ、我国従前數百年來沿襲紛紊セル所ノ旧弊ヲ一掃シテ、以テ全体ノ稅務ヲ統一改正シ、即チ一面ハ農家ノ負担偏重ノ積弊ヲ匡正シ、以テ民力ヲ休養シ、他ノ一面ハ稅制ヲ改良シ歳入ヲ増殖シテ、以テ財政ヲ鞏固ニスルニ在リ、而シテ當時理財家トセラレタル識者社会(大隈井上伊藤渋沢等ノ諸氏)ガ朝野ノ間ニ奔走シテ、専ラ首唱セシ所ノ税法改正ノ意見ヲ聞クニ、其大意左ノ如シ

税法改正意見ノ大意

夫レ皇國ノ税法タル、上古ハ兵農分レズ賦稅別無カリシモ、中古以來政權武門ニ移リ、封建ノ勢ヲ成セシヨリ、兵農全ク分レ、賦稅ノ制モ亦大ニ偏シ、農民特リ過重ノ租稅ヲ負ヒ、之ガ聚斂ニ苦ムコト久シ、今ヤ 皇威煥發シテ郡縣ノ形ニ復シ、百揆齊一ニ歸セムトス、此際ニ当リテ、經國理財ノ一大本タル税法ヲ改正更張スルコト實ニ急務中ノ最モ急務ナリ」抑租稅ハ之ヲ賦課スルニ、上下均一ナラザルベカラズ、貧富公平ナラザルベカラズ、故ニ從來ノ如ク耕作勞力ノ社会ニノミ偏ニ之ヲ賦課スルニ非ズシテ、宜ク一般消費者ヲシテ之ヲ負担セシムルヲ要ス、且又物品ニ課スルニ有用品ニハ之ヲ薄クシテ、無用品ニハ之ヲ重クスルハ、普通ノ公理タリ、然リト雖トモ我国從來ノ租稅歲入ハ、田租ヲ主トシテ之レニ頼リテ、以テ經濟ヲ立ルモノナルガ故ニ、檢見取ノ方法ノ如キ、五公五民ノ法ノ如キ、今俄カニ之ヲ廢シ之ヲ更メントスルモ、其レ將タ何等ノ良法便法ノ以テ之ニ代ルベキ者アリヤト問ハム、恐クハ之レ無ルベシ、蓋シ數